

仙台地方裁判所委員会（第24回）議事概要

1 開催日時

平成25年11月8日（金）午後1時30分～午後3時45分

2 開催場所

仙台地方裁判所第5会議室

3 出席者

（委員） 浅野富美枝，大淵憲一，加藤慶太，官澤里美，北園 宏，
小林昭彦，齊木教朗，佐藤俊昭，高橋弘子，高山秀樹，
沼倉良郎，山根 薫，吉田幸江（50音順，敬称略）

（説明者） 本郷民事首席書記官，柴山民事次席書記官，第4民事部淡路
主任書記官

（事務局） 佐藤事務局長，浅井事務局次長，木村総務課長，佐藤広報係
長

4 議事等（委員長，委員，説明者）

(1) 開会

(2) 新任委員の紹介（浅野委員，小林委員，佐藤委員，高山委員，橋本委員（欠席），吉田委員）

(3) 委員長の選任及び委員長代理の指名

互選により，小林昭彦委員（仙台地方裁判所長）が委員長に選任された。

委員長は，齊木教朗委員を委員長代理に指名した。

(4) 議題「保護命令制度について」

ア 保護命令制度概要説明

イ 審尋室の見学

ウ 意見交換

平成13年にDV防止法が制定されて，わずか10年余りで3度も改正されているということだが，これは足りないところがあったときに，その穴埋めを機敏に対応していった成果と言えなくもないが，一方でカバーが不十分で後手に回っているおそれはないかとも感じる。平成26年1月に範囲を拡大して，対象が同居の交際相手にまで広がるということだが，例えば，一緒に暮らしたり，離れたりとすることを繰り返す，半同棲のようなグレーゾーンに該当する人たちの保護というのが曖昧になって十分な保護ができていないのではないかとも感

じる。また、接近禁止命令の関係で、親族や子供に対する禁止については、単独で申立てをすることはできず、あくまで被害者である申立人への命令があるのを前提とするという話があったが、例えば長崎では、本人ではなくて親族が犠牲になったという事件もあった。DV防止法の被害者保護の本分というのがどこまで妥当性を持つのか、これはストーカー規制法との関係にもなるのであろうが、親族や子供も含めて、十分カバーするような目配りが必要だと思う。

また、関係機関が連携強化して迅速に行うということで、保護命令の結果を警察やDVセンターに通知するのは当然だと思うが、警察に通知したから終わりということではなく、その先のフォローとして、警察がどう対応したのかといったことまで目を配っていないと、事務的に終わってしまって、結果的に重大な事件を未然に防ぐことができなかったということにもなりかねないので、この点についても十分な配慮が必要になると考える。

却下や取下げになった人のその後が心配だという意見もあるかもしれないが、私は弁護士として、保護命令が出された後の離婚事件など、特に男性側から依頼されて対応することが多いが、裁判所では、問題が起きてはいけないという観点から、比較的速やかに命令が出されていると思うし、男性側としては、それほどひどいことをしていないのに命令が出てしまうという感覚を持っている人もいる。これは感想ということになるが、今の運用で、裁判所で保護命令を出さなかったから被害が起きたということはないのではないかと思う。裁判所は命令を出し過ぎるという不満を述べる人もいるが、逆に、そこで命令を出さないと、皆さんが御心配のように、何かあってからでは遅いということになる。命令に不満があれば、不服申立てや離婚調停で処理されているので、運用としては、男性側から見ると命令を出し過ぎるのではないかと思う人もいるが、その後のことを考えるとやむを得ないのではないかという印象を持っている。

ただ、保護命令の申立てをすれば、ほとんどがすぐに命令が出されるということについては、申立人からすると良いことだが、命令が出された相手方からすると怖い点もある。例えば、仲直りをしたくて、謝りに行こうと接近したり、子供のことが心配で会いに行ったとしても、それで警察は、保護命令違反ということで逮捕・勾留してしまうということもあり得るので、相手方からすると厳しいという感じを持っている人もいる。

また、夫婦仲が悪くなったときに、親戚の人に間に入ってもらって

仲直りしたいと思っても、親戚にまで接近禁止を出されてしまうと、それもできなくなるということで、依頼者の男性からは不満を述べられることもある。ただ、今の運用としては概ねうまくいっているのかなという印象を持っている。

罪刑法定主義、つまり何をしたら犯罪になるのかということを法律に明確に書いておく必要があり、それによって、市民は自由な社会生活を送れるということになる。法律に書いてあることを裁判所が拡張して解釈すると、こんなことで逮捕されてしまうのかというような、予想外の結果を招きかねないことにもなるので、そこは国会で厳密に法律に書いていただくということになる。現に裁判所ではそういう運用をしており、不備があれば国会で改正していくということが行われている。範囲を広げていくということは世界的な傾向にあるようで、犯罪にもなるということから、必要があれば法律で徐々に広げていくというように厳密な運用をしているようである。

平成25年法改正により、生活の本拠を共にする交際相手にまで範囲が拡張されるが、生活の本拠を共にすることを証明するのに、何か書類を提出する必要はあるのか。

どのような証明が必要になるかは裁判官の判断事項になる。

生活を共にしていることについて、申立人と相手方の言い分が一致していれば問題はないが、一致していない場合、申立人側にどういう資料で生活を共にしていることを証明してもらうかという問題になる。裁判官は、提出された資料等を総合的に見て、客観的に判断することになると思われるが、何々証明書という資料がない場合でも、本人がそう言っていて、周りの人もそう言っているという状況であれば、生活を共にしていると認定される場合もあり得るであろう。

接近禁止の期間は6か月ということだが、その期間はおとなしくしていて、期間が終わったらまた暴力を振るうという心配もあり、そう考えると6か月という期間は短いような気がする。手続として、接近禁止の延長という方法があるのか。延長ができないとした場合は、再度申立てをするということになるのか。

延長という方法ではなく、再度の申立てという方法になる。実際にそのようなケースもある。

身辺に付きまとうというのは、どの程度の範囲のことを言うのか。何メートル以内というような基準はあるのか。

生活に支障を来すかどうかを基準になり、何メートルという距離で決まるわけではない。

相手方が審尋に出頭しなかった場合はどうなるのか。また、接近禁止について、一回でも違反すれば、即、処罰の対象になるのか。

呼出状が届いているのに相手方が出頭しなかった場合は、相手方が言い分を述べる機会を自ら放棄したとして、相手方の話を聞かないでも、申立人が出した主張と証拠で判断することになる。

検察庁として把握している内容で言えば、警察が、悪質だということで立件して、検察庁に送致された事件についてになるが、これは仙台では年間数件程度であり、さほど多くはない。また、検察庁に送致された事件についても直ちに公判請求をするかと言うと、これは事案毎に違って来る。相手の状況や事情を考慮して、今後の危険性が少ない場合には起訴猶予という場合もあるし、略式起訴で罰金刑になる場合もあるし、悪質な事案については正式な裁判を行うこともある。このように個々の事案に応じて対処していくということになる。

私が経験した例では、子供に会いに行き、なかなか帰らなかったところ、警察を呼ばれて、そのまま逮捕・勾留で罰金数十万円という事案もあった。やはり命令が出ると厳しいという印象を持っている。

命令が出たことを警察に通知するということが、申立人が転居した場合も通知をするのか。また、命令が出てから申立人が仲直りしたいという場合はどうするのか。

命令が出た後、申立人が転居したとしても、裁判所に届け出る手続はない。申立人が転居したとしても命令の効力がなくなる訳ではないので、相手方が転居先に近づいたら保護命令違反となる。

また、仲直りしたいという場合、保護命令の取消しの申立てをすることができる。

どのくらいの割合で保護命令違反の事件があるのか。また、保護命令には、接近禁止命令のほか、退去命令や電話等禁止命令など、いくつかの種類があるが、これらは被害者の希望を聞きながら決めていくことになるのか。

当庁で係属した保護命令事件が、その後保護命令違反の事件として起訴されたかどうかについては統計上把握していない。

また、保護命令手続の場合、申立前に裁判所に手続の相談に来るケースがほとんどであり、DVセンターや警察の方からも、事前に裁判所で手続の相談をするよう助言してもらっているところである。この手続相談の中で、命令の種類及びその内容について説明をしているので、申立人は、それを参考に発令してほしい命令の内容を決めていると思われる。

保護命令違反の件数を把握していないということだが、裁判所は命令を出して終わりということではなく、警察や行政機関と一体となつての対応が必要になると思うので、関係機関との連絡会議等を行うなど、次の立法に活かされるような工夫をしていってほしい。

毎年秋に宮城県主催の関係機関の連絡会が行われているが、今後もそのような場を利用して情報の共有を図っていきたい。

申立人の安全確保の点で、申立人から提出される書類を相手方に送付する場合、提出書類には避難先などの情報も記載されていることもあるかと思うが、このような情報の扱いについて、裁判所から申立人に注意喚起をしたりすることはあるのか。

申立人から提出された証拠書類について、秘匿したい事項の確認を行い、住所や電話番号等をマスキングして提出してもらうなどしている。裁判所では、申立人が秘匿したい、もしくは秘匿すべき事項が相手方に伝わるのではないよう配慮しており、このような情報が流出しないよう厳しく管理している。

保護命令の申立てのうち、震災の影響によると思われるものは少ないという説明があったが、保護命令の申立てが少ないからDV自体が少ないということにはならないと思う。震災という状況下で保護命令の申立てをしても仕方がないと思い、申立てをしないということもあり得るので、全体的な判断としてはもう少し検証していく必要があるかと思う。

5 次回期日等

- (1) 次回期日 平成26年5月15日(木)午後1時30分
- (2) テーマ 未定(追って調整する。)